

甲斐市地域公共交通計画素案作成業務  
企画提案実施要領

令和5年9月

甲斐市地域公共交通会議

## 1. 趣旨

この要領は、甲斐市地域公共交通計画素案作成業務に係る契約候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル選定方式を実施し、提案業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定める。

## 2. 委託内容等

### (1) 委託業務内容

別添「甲斐市地域公共交通計画素案作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (2) 履行期間

契約締結日 から 令和6年3月31日まで

### (3) 提案上限額（消費税相当額を含まない総額）

¥ 1,770,000円

※後述する提案価格書は、上記予定価格を超えてはならない。

## 3. 企画提案の概要

### (1) 名称

甲斐市地域公共交通計画素案作成業務

### (2) 詳細委託内容

別添「仕様書」による。なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

### (3) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑤ ④に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- ⑥ 甲斐市から指名停止を受けている者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 直近3年間で地域公共交通計画の策定に関する業務実績を有すること。

- ⑨ 次の要件を全て満たす管理技術者を有し、本業務への配置が可能であること。  
 ア. 技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有すること。  
 イ. 直近3年間で地域公共交通計画の策定に関する業務実績を有すること。

(4) スケジュール概要

項目	日程
実施要領の公開	令和5年9月15日(金)
質問書の受付期間	令和5年9月22日(金) 午後5時まで
質問書の回答	令和5年9月25日(月)
参加表明書等提出	令和5年9月27日(水)
企画提案書等提出	令和5年10月2日(月) 午後5時まで
企画提案書の審査及び プレゼンテーション	令和5年10月3日(火)
審査結果の通知	令和5年10月 上旬
契約締結	令和5年10月13日(金) ※予定

4. 提出書類

(1) 参加表明に関するもの

- ①提出書類：参加表明書（様式1）、会社概要等整理表（様式1-1、1-2）、財務諸表の写し（直近の過去2年間分）、国税、地方税の納税証明書  
 ②提出期限：令和5年9月27日（水） 午後5時まで  
 ③提出部数：代表者印押印のもの1部  
 ④提出先：甲斐市地域公共交通会議事務局(甲斐市経営戦略課内)  
 郵便番号：400-0192  
 住所：山梨県甲斐市篠原2610番地  
 電話番号：055-278-1678  
 ⑤提出方法：郵送(必着)または持参すること。なお、持参する場合は、午前9時から午前11時30分まで又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(2) 企画提案に関するもの

- ①提出期限：令和5年10月2日（月） 午後5時まで  
 ②提出先：甲斐市地域公共交通会議事務局(甲斐市経営戦略課内)  
 ③提出方法：郵送(必着)または持参すること。なお、持参する場合は、午前9時から午前11時30分まで又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(ア) 企画提案書

- ①提出様式：様式2（表紙）  
 ②提出部数：代表者印押印のもの1部、コピー6部 計7部  
 ③添付書類：過去3年間の業者実績及び経営に関する詳細がわかる関連資料 7部  
 企画提案内容を保存した CD-ROM 1枚  
 ④留意事項：「5. 企画提案書の作成について」に基づき、作成すること。  
 ファイル（止め金具が金属製でないもの）に綴じること。

(イ) 提案価格書

①提出様式：様式3

②提出部数：代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）

③留意事項：消費税相当額は含まないこと。

提案価格の根拠として積算内訳書(様式任意)を作成し提案価格書に添付すること。

5. 企画提案書の作成について

(1) 提案書作成における留意事項

①提案書作成様式は、A4縦置き横書きとする。ただし、パンフレット等補足資料については、この限りではない。

②ページは資料等を除き、50ページを制限とし、両面印刷とすること。

③提案書を作成する際は、「(2) 提案書の記載項目」を提案者の提案内容に置き換えて提出すること。

④「(2) 提案書の記載項目」の項目ごとに、対象とする提案を行うこと。当該項目以外の記載は、採点の対象とならないことに留意すること。

⑤ 提案書に記載する内容は、全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。

⑥ 参考として記載が必要である場合には、記載する用紙を分ける等混同する可能性を排除すること。

⑦ 説明は文書をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

⑧ 「(2) 提案書の記載項目」は必須として記入すべきものであり、記入がないなどの場合は、失格となる場合があるので、記入には十分留意すること。

(2) 提案書の記載項目

提案者は、原則として、別紙「甲斐市地域公共交通計画素案作成業務 評価基準表」に示す評価項目の順序、構成に従い、各項目の詳細を分かりやすく記載した提案書を作成すること。なお、必要に応じて記載する順序や構成を変更する際は、変更点、変更箇所及び理由を明示すること。

(3) 企画提案関連スケジュール

(ア) 質問書の受付期間

①期 限：令和5年9月22日（金） 午後5時まで

②受付方法：質問書（様式4）を作成し、E-mailまたはFAXにより提出すること。

E-mail：[keieikikaku@city.kai.yamanashi.jp](mailto:keieikikaku@city.kai.yamanashi.jp)

FAX：055-276-7216

③件 名：「甲斐市地域公共交通計画素案作成業務質問書（自社企業名）」

(イ) 回答日：令和5年9月25日（月）までに市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

## 6. プレゼンテーション・ヒアリングについて

提案者による企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、提案者が3者を超える場合、提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリングの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

### (1) 内容

- ① 企画提案内容に関するプレゼンテーション
- ② 企画提案内容の補足説明
- ③ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に関する質疑応答

### (2) 開催日

令和5年10月3日(火) ※時間等詳細については、別に通知する。

### (3) 開催場所

甲斐市役所（山梨県甲斐市篠原2610番地）本館3階 庁議室  
※新型コロナウイルス感染症対策等のため、ウェブ形式での開催とする場合がある。

### (3) 提案時間

プレゼンテーション及びヒアリングは、原則60分間とする。

※時間配分の目安：①プレゼンテーション及び補足説明 40分程度  
②質疑応答（甲斐市地域公共交通会議から質問を行う） 20分程度

### (4) 出席者

ヒアリングに出席する提案者は、甲斐市地域公共交通計画素案作成業務に携わる者とする。また、説明者は、主担当者が行うものとし、出席可能人数は、最大4名までとする。

### (5) 議事録

提案事業者は、ヒアリングに伴う質疑応答等の議事録を令和5年10月6日(金)までに提出すること。なお、議事録の内容は、契約事項の一部とする。

### (6) 機器等

説明用のPC等必要な機器は提案者が準備すること。なお、プロジェクター、スクリーン、電源コードは甲斐市地域公共交通会議で用意する。

## 7. 選考について

### (1) 甲斐市地域公共交通計画素案作成業務に伴う業者選考審査委員会

選考にあたっては、「甲斐市地域公共交通計画素案作成業務優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、甲斐市地域公共交通計画素案作成業務に伴う業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書審査及びヒアリングを行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

### (2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、仕様並びに価格等甲斐市地域公共交通会議と協議の上、甲斐市地域公共交通会議の決定を受けることにより本業務受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

## 8. 辞退

プレゼンテーション及びヒアリングについて、参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を、参加表明書の提出期限内に提出すること（郵送可）。提出辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

## 9. その他

- (1) 国税及び地方税の納税証明書については、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として、本店所在地の自治体が発行する直近の証明書を提出すること。ただし、山梨県内に営業所等がある場合には、営業所所在地自治体の証明書を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に届け出るものとする。
- (4) 参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、甲斐市地域公共交通会議が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - ①実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - ②「参加表明書」に記載された者以外の者が行った応募
  - ③参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
  - ④参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
  - ⑤誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - ⑥2通以上の書類提出がなされた応募
- (7) 契約保証金は、免除とする。